

参考計算書 (F) 勤続3年以上職員の割合の計算用

「勤続3年以上職員の割合の算出」については、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。*)の常勤換算により算出した、毎月の数値の平均をもって判断します。
 ※なお、常勤換算人数の計算に当たっては、計算の都度、小数点第2位以下は切り捨てて計算してください。

(注)新規事業所等は、下表のうち3月分の欄を使用して計算してください。

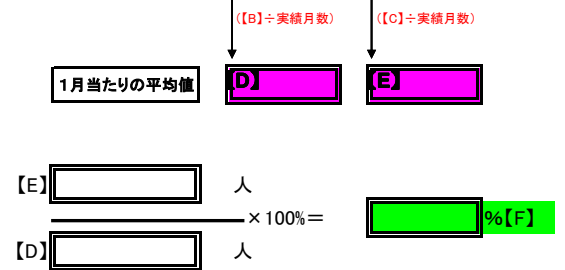
1 各月ごとに、実績数を元に常勤換算方法により、人数を計算してください。

2 各月の常勤換算後の人数を転記してください。

直接提供職員とは、『生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員』を指します。

月	常勤職員の 総勤務時間 【A】	時間	従業者の総勤務時間数 ⇒ (ア)	時間	勤続3年以上職員の 総勤務時間数 ⇒ (イ)	時間	時間	人
4月			(常勤換算人数の計算) (ア)÷【A】 = 1)					
5月			(常勤換算人数の計算) (ア)÷【A】 = 3)					
6月			(常勤換算人数の計算) (ア)÷【A】 = 5)					
7月			(常勤換算人数の計算) (ア)÷【A】 = 7)					
8月			(常勤換算人数の計算) (ア)÷【A】 = 9)					
9月			(常勤換算人数の計算) (ア)÷【A】 = 11)					
10月			(常勤換算人数の計算) (ア)÷【A】 = 13)					
11月			(常勤換算人数の計算) (ア)÷【A】 = 15)					
12月			(常勤換算人数の計算) (ア)÷【A】 = 17)					
1月			(常勤換算人数の計算) (ア)÷【A】 = 19)					
2月			(常勤換算人数の計算) (ア)÷【A】 = 21)					

	常勤換算人数	
	従業者	勤続3年以上職員
4月	1)	2)
5月	3)	4)
6月	5)	6)
7月	7)	8)
8月	9)	10)
9月	11)	12)
10月	13)	14)
11月	15)	16)
12月	17)	18)
1月	19)	20)
2月	21)	22)
合計	【B】	【C】



★上記【F】の数値が、サービス種類ごとに定められる割合以上であれば、算定できます。